

## 医政メモ

## Q&amp;A

## 「混合診療は禁止です」 ようやく最高裁が初判決

10月25日最高裁第3小法廷は、混合診療禁止を適法とした二審判決を支持し、混合診療の是非についてようやく決着をみました。札幌市医師会はこれまで何度も決議文の中で混合診療の全面解禁に反対を表明してきましたので、会員の皆様の中には、混合診療の禁止に対して今回初めて最高裁が判断したという報道に違和感を覚えた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。ここではこの件につき内容を整理してQ&A形式でお届けしたいと思います。

Q：そもそも法律（健康保険法）で混合診療は禁じられていたのではないのですか？

A：実は明文化されたものではなく、混合診療の禁止は解釈論だけで成り立っていました。具体的に述べますと、「健康保険法63条1項で医師が行う診療のうち特定の診療を保険者が被保険者に行う『療養の給付』と定めており、同法86条では混合診療のうち保険外併用療養費を支給するものを限定列挙しているから、これに該当しない混合診療はおおよそ保険給付をしない」という厚労省の解釈から成り立っていた理論です。

Q：それではようやく混合診療は禁止となるわけですね。

A：実は単純に「はい」とは言えません。そもそも保険外併用療養費については混合診療が認められていますし、最高裁も今回の判決はむしろそれを支持する立場を表明したものです。

Q：よくわからなくなりました。今回の判決をもっとわかりやすく教えてください。

A：たしかに「混合診療」という言葉が独り

歩きして、それ自体が悪く思われていますからね。きちんと言葉を整理しないと理解しづらいかもしれません。

ご存知の通り、混合診療とは公的医療保険が適用される保険診療と適用されない自由診療とを併用して行う診療のことです。そしてその一部についてはすでに解禁されています。それが保険外併用療養費制度というもので、自由診療部分であっても「評価療養」と「選定療養」に認められているものについては保険診療部分についての保険給付を認めているというものです。評価療養とは先進医療や治験診療に該当しますし、選定療養とは個室ベッドの負担などのことです。

Q：なるほど、ここまではわかりました。で、今回最高裁が出した判決というのは単純に混合診療を禁止したというわけではないのですね。

A：その通りです。単に混合診療を認めないというのではなく、保険外併用療養費以外の保険外診療については混合診療を認めないというものです。

Q：ようやく概要がつかめてきました。それでは今回の訴訟内容を具体的に教えてください。

A：これは神奈川県立がんセンターで腎癌の頸椎転移などに対してインターフェロン療法（保険診療）と活性化自己リンパ球移入療法（自由診療）を受けた際にインターフェロン療法を含む全額を自己負担すべきとされたのは健康保険法に違反すると主張、インターフェロン療法については療養の給付を受ける権利があることの確認を求めたものです。裁判の争点は、「個別に見れば保険診療であるイ

インターフェロン療法が、自由診療である活性化自己リンパ球移入療法と併用されると、いかなる法的根拠で「療養の給付」として取り扱いは受けないことになるのか」という点です。国側のこれまでの解釈に対して、今回原告（患者側）が主張したのは、健康保険法63条1項では医師が行う診療のうち特定の診療を保険者が被保険者に行う『療養の給付』と定めており、また同法74条1項では被保険者がこのような『療養の給付』に当たる診療を受けた場合、それに要した費用の一部を負担すれば足ると定めているのだから、インターフェロン療法についても給付を受けることが出来るのではないかというものです。

Q：最高裁が判決を下すまでに至る過程を教えてください。

A：2007年11月一審の東京地裁判決は「混合診療を保険対象外から排除する規定はなく、国の法解釈は誤り」と今回の判断とは正反対なものとなりました。これに対して2009年9

月の二審・東京高裁判決は、一定の条件下で保険診療と保険外診療の併用を認める「保険外併用療養費制度」があることから「制度に該当するもの以外は保険給付を受けられないと解釈すべきで、混合診療は原則禁止と解するのが妥当」と、原告側逆転敗訴を言い渡した。そして今回最高裁第3小法廷は二審の結論を支持するに至ったわけです。

Q：もしかして、これは単に健康保険法に混合診療禁止の原則がきちんと謳われていればすんだ話ですか？

A：その通りです。最高裁の裁判官も同じ点を指摘しています。田原睦夫裁判官は「健康保険法に明文の規定を設ける機会があったにもかかわらず、規定を設けようとせず、法改正に関する国会審議の場でも、原則の適否が正面から議論されることがなかった」と指摘し、法の規定を明解にすべきとの考えを示しました。

（政策部担当理事 鈴木 伸和）